

檀原商工会議所 会報「かしはら商工ニュース」

チラシ同封サービス利用同意書・申込書

当社（団体）は、檀原商工会議所 会報「チラシ同封サービス」運用規定（裏面）に同意し、チラシ見本を添えて下記の通り申し込みます。

申込年月日		年 月 日		
申込者	事業所名			
	所在地	(〒 -)		
	代表者名	⑩	ご担当者名	
	TEL		FAX	

利用料金（1回分・税込）				同封希望月		
1回	<input type="checkbox"/> B5・A4	11,000円		年 月号		
	<input type="checkbox"/> B4・A3	22,000円				
継続利用	3ヶ月 (最終月割引率15%)	<input type="checkbox"/> B5・A4	31,350円	年 月号) 年 月号		
		<input type="checkbox"/> B4・A3	62,700円			
	6ヶ月 (最終月割引率40%)	<input type="checkbox"/> B5・A4	61,600円			
		<input type="checkbox"/> B4・A3	123,200円			
	12ヶ月 (最終月割引率100%)	<input type="checkbox"/> B5・A4	121,000円			
		<input type="checkbox"/> B4・A3	242,000円			
複数利用	サイズ	B5	A4	B4	A3	年 月号
	枚数	枚	枚	枚	枚	
	※割引率25% (例)A4サイズ2枚同封の場合：16,500円 (11,000×2枚)×(1-0.25)=16,500					

商工会議所使用欄

専務理事	事務局長	課長補佐	係長

受付日 年 月 日

★榎原商工会議所 会報「かしはら商工ニュース」チラシ同封サービス運用規程

1. このサービスは、榎原商工会議所会員企業の発展に資することを目的とする。
よって、榎原商工会議所会員以外の利用は原則として認めない。ただし、官公庁または公的団体はこの限りではないが、その都度判断する。
2. このサービスは榎原商工会議所会報に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと、および、下記事項を遵守するものとする。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規を違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 政治宣伝、宗教、風俗営業および消費者金融に関する内容でないこと。
 - 5) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により、当所が不適当と認める場合、このサービスは履行しない。(当所の判断でお断りする場合、その理由を明示する義務は負わない。) なお、サービス実施予定月において、やむを得ない事情が生じた場合当該実施月を繰延べることがある。
4. 書類が同封される榎原商工会議所会報「かしはら商工ニュース」は、毎月1日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合があるため、会員企業が同封を希望する書類の内容によっては申込みを受けかねる場合がある。
5. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
6. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、榎原商工会議所は一切の責任を負わない。
7. チラシ同封料金については、裏面に定める料金体系とし、当該書類を同封した会報発刊後、榎原商工会議所が送付する請求書にしたがい、速やかに納入すること。ただし、厚さ・重量によっては別途打ち合わせにより別料金をいただく場合がある。
8. 榎原商工会議所会報に同封する書類は、原則として、B5、A4、B4、A3判で20g以内のチラシとし、B4・A3判の場合は、会員事業所各自で当該書類をA4の大きさに折りたたんだ状態で納品すること。
9. 榎原商工会議所会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数(約1,850部:随時確認のこと)用意し、発行月の前月20日までに榎原商工会議所が指定する場所に納品する。その際、残部は原則として返却しない。
10. 継続利用割引と複数枚同封割引は、榎原商工会議所会員のためのサービスであり、継続利用割引を利用する場合は下記条件を遵守するものとする。
 - 1) 申込者は会員事業所であること。
 - 2) 継続利用とは連続した月の利用に限る。
 - 3) チラシの種類は同一でなくても構わないが、変更の場合は同封月の前月5日までに同封するチラシを提出すること。
 - 4) 利用料は一括で入金すること。
 - 5) 請求書に記載の入金日までに入金が確認できない場合は2回目以降の折込は行わない。
折込は入金が確認でき次第再開するが、これに伴う期間の延長は行わない。
 - 6) 利用者都合により、やむを得ず途中で折込を止めた場合、もしくは折込をしない月があった場合には返金しない。
 - 7) チラシの預かりは行わないため、発行月の前月1日～20日の間に当所まで納品すること。
 - 8) 継続利用割引と複数枚同封割引は同時に利用することはできない。
11. この運用規約に同意した場合、裏面申込書に記入・押印し、発行月の前月5日までに(継続利用の場合は同封開始月の前月5日まで)に、折込印刷物のサンプルとともに榎原商工会議所チラシ同封へ提出すること。